

産業廃棄物処理施設 許認可申請の手引き

令和8年4月

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

目次

I 産業廃棄物処理施設の概要.....	3
II 設置許可申請	4
III 変更許可申請	8
IV 手続の流れ	12
V 使用前検査	14
VI 譲受け(借受け) / 合併・分割.....	16
VII その他	19

用語

法.....	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
令.....	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
規則.....	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
横浜市指導要綱.....	横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱

I 産業廃棄物処理施設の概要

産業廃棄物処理施設とは

産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物を処理するために事業者又は産業廃棄物処理業者が設置する令第7条で定める産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）をいいます。産業廃棄物処理施設には、破碎施設、脱水施設、焼却施設、中和施設等の中間処理施設と最終処分場があります。

◎表1：令第7条で定める施設

処理施設の種類		処理能力等
1	汚泥の脱水施設	処理能力が10 m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外
		天日乾燥
3	汚泥の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力が5 m ³ /日を超えるもの ②処理能力が200kg/h以上のもの ③火格子面積が2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	処理能力が10 m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力が1 m ³ /日を超えるもの ②処理能力が200kg/h以上のもの ③火格子面積が2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力が50 m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	以下のいずれかに該当するもの ①処理能力100 kg/日を超えるもの ②火格子面積が2 m ² 以上のもの
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5 t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべての施設
12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	すべての施設
13	PCBの汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分解施設	すべての施設
13-2	産業廃棄物の焼却施設（前記3,5,8及び12以外の焼却施設）	以下のいずれかに該当するもの (1)処理能力が200kg/h以上のもの (2)火格子面積が2 m ² 以上のもの
14	最終処分場	イ.遮断型最終処分場
		ロ.安定型最終処分場
		ハ.管理型最終処分場
		すべての施設

II 設置許可申請

1 産業廃棄物処理施設設置許可について

事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を横浜市内に設置する場合、その工事に着手する前に横浜市長の許可を受けなければなりません（法第15条第1項）。

設置許可が必要となる施設は表1のとおりですが、表1に該当しないと考えられる場合においても、事前に本市担当者に相談してください。また、表1に該当しない施設であっても産業廃棄物処理業者が設置しようとする場合には、横浜市指導要綱に基づく手続き等が必要となります。

2 産業廃棄物処理施設設置許可申請について

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けようとする場合、「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」（様式第18号）に必要事項を記載し、必要な書類、図面及び生活環境影響調査書（表2-1を参照）を添付して市長に提出する必要があります（法第15条第2項、規則第11条）。なお、設置許可申請書等提出部数は、正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合は、その部数を提出してください。

◎表 2 - 1 : 設置許可申請書に必要な添付書類

法律で規定されている添付書類		内容等
付近の見取り図		○現場案内図 ○配置図 ○公図、土地の登記事項証明書
処理工程図		○廃棄物処理フロー ○水バランスシート又は排水フロー
構造を明らかにする設計計算書		○平面図、立面図、断面図、構造図等 (A3) ○処理能力計算書 ○構造計算書 ○技術基準適合表 ○保管場所の図面及び保管量計算書
設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		○維持管理計画書 ○維持管理基準適合表 ○管理組織図 ○緊急時連絡体制 ○技術管理者の資格を証するもの (技術管理者講習修了証等)
設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		(資料7)
申請者が法人	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類※1	○貸借対照表 ○損益計算書 ○株主資本等変動計算書 ○個別注記表 ○納税証明書又は確定申告書 (直前三年間分)
	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○定款又は寄附行為 ○履歴事項全部証明書
	役員の住民票の写し	○住民票の写し※1
	役員が欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※2
	5%以上の株主又は出資者の住民票の写し(個人の場合)又は登記事項証明書(法人の場合)	○住民票の写し※2 ○履歴事項全部証明書
5%以上の株主又は出資者の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3	
申請者が個人	直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○納税証明書又は確定申告書 (直前三年間分)
	住民票の写し	○住民票の写し※2
	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
申請者が未成年	法定代理人の住民票の写し	○住民票の写し※2
	法定代理人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
使用人がある場合	使用人の住民票の写し	○住民票の写し※2
	使用人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
生活環境影響調査書		「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に実施してください。 http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html
その他		◎その他市長が必要と認める書類

※ 公の機関が発行する書類は、3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

※1 欠損金や法人税の未納等がある場合、「経理的基礎を有することの説明書」等の追加資料が必要となることがあります。

※2 住民票は本人のみが記載され、本籍地の記載があるものを提出して下さい。

※3 法改正に伴い、令和元年12月14日から「成年被後見人又は被保佐人」が欠格事由ではなく、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」が欠格事由となりました。

登記されていないことの証明書を提出できない方は、「精神の機能の障害に関する医師の診断書(診断日から3ヶ月以内)」を提出してください。

その他資料	内容等
別紙 1 (省令第十一条第二項第 3 号関係)	○産業廃棄物処理施設の構造及び設備
別紙 2 (省令第十一条第二項第 4 号関係)	○処理に伴って生ずる排ガス及び排水
別紙 3 (省令第十一条第二項第 5 号関係)	○設計計算上達成することができる生活環境への負荷に関する数値
別紙 4 (省令第十一条第三項第 1 号関係)	○周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
別紙 5 (省令第十一条第三項第 2 号・第 3 号関係)	○排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度 ○その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
処理する廃棄物 (資料 1)	○廃棄物の発生概要・外観等 ○廃棄物の種類及び計画量・組成等
処理残さ物の性状及び処分先等 (資料 2)	○残さ物名称 ○発生量 ○性状 ○処分先等
処理施設の稼働計画 (資料 3)	○施設及び処理の稼働計画 ○施設で使用する用水・電力・燃料及び薬剤等
排ガスの処理対策・排水の処理対策 (資料 4)	○排ガス処理設備前後の排出ガス量及び大気汚染物質濃度 ○排水処理設備前後の水量及び水質
防臭対策・騒音対策 (資料 5)	○防臭対策の概要 ○悪臭処理設備前後の主な臭気物質濃度 ○騒音対策の概要
振動対策・事業概要及び管理体制 (資料 6)	○振動対策の概要 ○事業概要
施設の設置及び維持管理に要する資金総額及び資金調達計画等 (資料 7)	○施設設置等資金総額 ○資金調達計画 ○施設の維持管理費用の総額 ○収支計画

3 許可申請手数料について

産業廃棄物処理施設の設置許可申請には表 2 - 2 に示す手数料が必要となります。

◎表 2 - 2 : 手数料 (横浜市収入証紙)

産業廃棄物処理施設の種類	設置許可申請手数料
焼却施設、廃水銀等の硫化施設、 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、 PCB を処理する分解施設、洗浄施設、分離施設	140,000 円
上記以外の施設	120,000 円

※ 申請手数料は納付書で納入して頂きます。

申請書類確認後に納付書をお渡しし、お近くの金融機関でお支払いいただきます。

※ 既納の申請手数料は、どのような理由があっても返還できませんので、御注意ください。

設置許可申請 添付書類チェックリスト

1	<input type="checkbox"/>	・別紙1～5	
2	<input type="checkbox"/>	・資料1～7	
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・現場案内図（搬出入経路が分かるもの） ・敷地内配置図 ・公図（三ヶ月以内に発行された原本） ・土地の登記事項証明書（三ヶ月以内に発行された原本）	
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・廃棄物処理フロー ・水バランスシート又は排水フロー	
5	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・建屋図面（屋外設置の場合を除く） ・給排水系統図 ・消防設備図（技術基準又は維持管理基準に消火設備の定めがある処理施設に限る）	
6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・施設配置図 ・施設平面/立面/断面/構造図、仕様書、カタログ等（主要寸法、計算書の根拠数値等を赤枠等で囲う） ・設備/機器単体図、仕様書、カタログ等（主要寸法、計算書の根拠数値等を赤枠等で囲う） ・処理能力計算書 ・構造計算書（アンカーボルト耐震強度計算書、架台強度計算書、構造解析結果等）	
7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・技術基準適合表 ・維持管理基準適合表	
8	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・維持管理計画書 ・管理組織図 ・緊急時連絡体制（処理責任者・技術管理者が体制に入っていること） ・技術管理者の資格を証するもの（技術管理者講習修了証等）	
9	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・保管場所図面 ・保管量計算書	
10	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・貸借対照表（直前三年間分） ・損益計算書（直前三年間分） ・株主資本等変動計算書（直前三年間分） ・個別注記表（直前三年間分） ・納税証明書（直前三年間分）	
11	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・定款又は寄附行為 ・履歴事項全部証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・役員の住民票の写し（三ヶ月以内に発行された原本） ・登記されていないことの証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・誓約書（欠格要件に該当しないことを誓約する書面）	
12	<input type="checkbox"/>	【個人の場合】 ・株主又は出資者の住民票の写し（三ヶ月以内に発行された原本） ・登記されていないことの証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・誓約書（欠格要件に該当しないことを誓約する書面） 【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書（三ヶ月以内に発行された原本）	5%以上の株主 又は出資者がある場合
13	<input type="checkbox"/>	・使用人の住民票の写し（三ヶ月以内に発行された原本） ・登記されていないことの証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・誓約書（欠格要件に該当しないことを誓約する書面）	使用人がある場合
14	<input type="checkbox"/>	・生活環境影響調査書	

※ 図面は原則 A3

Ⅲ 変更許可申請

1 産業廃棄物処理施設変更許可について

産業廃棄物処理施設を変更する場合は、その工事に着手する前に、横浜市長の許可を受けなければなりません（法第15条の2の6第1項）。

変更許可が必要となる事項は表3-1のとおりですが、表3-1に該当しないと考えられる場合においても、事前に本市担当者に相談してください。また、表3-1に該当しない事項であっても、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書、及び産業廃棄物処理施設届出事項変更届出書、並びに横浜市指導要綱に基づく手続き等が必要となる場合があります。

◎表3-1：変更許可が必要となる事項

変更内容	環境省で定める軽微な変更	変更の許可が必要なもの																										
処理能力	◇10%未満の増大又は減少	◇10%以上増大																										
位置、構造等の設置に関する計画	◇変更の許可が必要なもの以外の変更 (例) ・付帯設備の変更 ・配管等の変更 ・処理フローの変更 など	◇産業廃棄物処理施設の位置の変更 ◇産業廃棄物処理施設の処理方式の変更 ◇以下の設備に係る変更 <table border="1" data-bbox="730 824 1490 1697"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥の脱水施設</td> <td>脱水機</td> </tr> <tr> <td>汚泥の乾燥施設</td> <td>乾燥設備</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃油、廃プラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設</td> <td>燃焼室</td> </tr> <tr> <td>廃油の油水分離施設</td> <td>油水分離設備</td> </tr> <tr> <td>廃酸又は廃アルカリの中和施設</td> <td>中和槽</td> </tr> <tr> <td>廃プラ類、木くず又はがれき類の破碎施設</td> <td>破碎機</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設</td> <td>混練設備</td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</td> <td>ばい焼室</td> </tr> <tr> <td>汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</td> <td>熱分解設備又は分解槽</td> </tr> <tr> <td>アスベスト等の熔融施設</td> <td>熔融炉又は破碎設備</td> </tr> <tr> <td>廃PCB類の分解施設</td> <td>反応設備</td> </tr> <tr> <td>PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設</td> <td>洗浄設備又は分離設備</td> </tr> </tbody> </table> ◇構造及び設備の変更に伴い、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの ◇処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）又は量の増大に係る変更	施設の種類	設備	汚泥の脱水施設	脱水機	汚泥の乾燥施設	乾燥設備	汚泥、廃油、廃プラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室	廃油の油水分離施設	油水分離設備	廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽	廃プラ類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機	ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽	アスベスト等の熔融施設	熔融炉又は破碎設備	廃PCB類の分解施設	反応設備	PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備
施設の種類	設備																											
汚泥の脱水施設	脱水機																											
汚泥の乾燥施設	乾燥設備																											
汚泥、廃油、廃プラ類、廃PCB等、産業廃棄物の焼却施設	燃焼室																											
廃油の油水分離施設	油水分離設備																											
廃酸又は廃アルカリの中和施設	中和槽																											
廃プラ類、木くず又はがれき類の破碎施設	破碎機																											
ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	混練設備																											
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ばい焼室																											
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽																											
アスベスト等の熔融施設	熔融炉又は破碎設備																											
廃PCB類の分解施設	反応設備																											
PCB汚染物及び処理物の洗浄施設又は分離施設	洗浄設備又は分離設備																											
維持管理に関する計画	◇変更の許可が必要なもの以外の変更	◇排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、周辺地域の生活環境に対する影響が増大するもの ◇排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更（頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。） ◇その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項の変更																										

2 産業廃棄物処理施設変更許可申請について

産業廃棄物処理施設の変更許可を受けようとする場合は、「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」（様式第 22 号）に必要事項を記載し、必要な書類、図面及び生活環境影響調査書（表 3-2 を参照）を添付して市長に提出する必要があります（法規則第 12 条の 9）。

なお、変更許可申請書等提出部数は、正副 2 部ですが、本市職員が指示する部数がある場合は、その部数を提出してください。

◎表 3-2：変更許可申請書に必要な添付書類（変更が生じる資料は「変更前」・「変更後」を、生じない資料は「変更なし」を記載）

法律で規定されている添付書類		内容等
処理工程図		○廃棄物処理フロー ○水バランスシート又は排水フロー
構造を明らかにする設計計算書		○平面図、立面図、断面図、構造図等（A3） ○処理能力計算書 ○構造計算書 ○技術基準適合表 ○保管場所の図面及び保管量計算書
変更及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類		○維持管理計画書 ○維持管理基準適合表 ○管理組織図 ○緊急時連絡体制 ○技術管理者の資格を証するもの（技術管理者講習修了証等）
変更及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		（資料 7）
申請者が法人	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類※1	○貸借対照表 ○損益計算書 ○株主資本等変動計算書 ○個別注記表 ○納税証明書又は確定申告書 （直前三年間分）
	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○定款又は寄附行為 ○履歴事項全部証明書
	役員の住民票の写し	○住民票の写し※2
	役員の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
	5%以上の株主又は出資者の住民票の写し（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）	○住民票の写し※2 ○履歴事項全部証明書
申請者が個人	5%以上の株主又は出資者の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
	直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○納税証明書又は確定申告書（直前三年間分）
	住民票の写し	○住民票の写し※2
申請者が未成年	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
	法定代理人の住民票の写し	○住民票の写し※2
使用者がある場合	法定代理人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
	使用者の住民票の写し	○住民票の写し※2
生活環境影響調査書	使用者の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
		「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に実施してください。 http://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html
その他※3		○現場案内図 ○配置図 ◎その他市長が必要と認める書類

※ 公の機関が発行する書類は、3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

※ 1 欠損金や法人税の未納等がある場合、「経理的基礎を有することの説明書」等の追加資料が必要となることがあります。

※ 2 住民票は本人のみが記載され、本籍地の記載があるものを提出して下さい。

※ 3 法改正に伴い、令和元年 12 月 14 日から「成年被後見人又は被保佐人」が欠格事由ではなく、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」が欠格事由となりました。

登記されていないことの証明書を提出できない方は、「精神の機能の障害に関する医師の診断書（診断日から 3 ヶ月以内）」を提出してください。

その他資料	内容等
別紙 1 (省令第十一条第二項第 3 号関係)	○産業廃棄物処理施設の構造及び設備
別紙 2 (省令第十一条第二項第 4 号関係)	○処理に伴って生ずる排ガス及び排水
別紙 3 (省令第十一条第二項第 5 号関係)	○設計計算上達成することができる生活環境への負荷に関する数値
別紙 4 (省令第十一条第三項第 1 号関係)	○周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
別紙 5 (省令第十一条第三項第 2 号・第 3 号関係)	○排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度 ○その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
処理する廃棄物 (資料 1)	○廃棄物の発生概要・外観等 ○廃棄物の種類及び計画量・組成等
処理残さ物の性状及び処分先等 (資料 2)	○残さ物名称 ○発生量 ○性状 ○処分先等
処理施設の稼働計画 (資料 3)	○施設及び処理の稼働計画 ○施設で使用する用水・電力・燃料及び薬剤等
排ガスの処理対策・排水の処理対策 (資料 4)	○排ガス処理設備前後の排出ガス量及び大気汚染物質濃度 ○排水処理設備前後の水量及び水質
防臭対策・騒音対策 (資料 5)	○防臭対策の概要 ○悪臭処理設備前後の主な臭気物質濃度 ○騒音対策の概要
振動対策・事業概要及び管理体制 (資料 6)	○振動対策の概要 ○事業概要
施設の設置及び維持管理に要する資金総額及び資金調達計画等 (資料 7)	○施設設置等資金総額 ○資金調達計画 ○施設の維持管理費用の総額 ○収支計画

3 許可申請手数料について

産業廃棄物処理施設の変更許可申請には表 3 - 3 に示す手数料が必要となります。

◎表 3 - 3 : 手数料 (横浜市収入証紙)

産業廃棄物処理施設の種類	変更許可申請手数料
焼却施設、廃水銀等の硫化施設、 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、 PCB を処理する分解施設、洗浄施設、分離施設	130,000 円
上記以外の施設	110,000 円

※ 申請手数料は納付書で納入して頂きます。

申請書類確認後に納付書をお渡しし、お近くの金融機関でお支払いいただきます。

※ 既納の申請手数料は、どのような理由があっても返還できませんので、御注意ください。

変更許可申請 添付書類チェックリスト

1	<input type="checkbox"/>	・別紙 1～5	
2	<input type="checkbox"/>	・資料 1～7	
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・現場案内図（搬出入経路が分かるもの） ・敷地内配置図	
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・廃棄物処理フロー ・水バランスシート又は排水フロー	
5	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・建屋図面（屋外設置の場合を除く） ・給排水系統図 ・消防設備図（技術基準又は維持管理基準に消火設備の定めがある処理施設に限る）	
6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・施設配置図 ・施設平面/立面/断面/構造図、仕様書、カタログ等（主要寸法、計算書の根拠数値等を赤枠等で囲う） ・設備/機器単体図、仕様書、カタログ等（主要寸法、計算書の根拠数値等を赤枠等で囲う） ・処理能力計算書 ・構造計算書（アンカーボルト耐震強度計算書、架台強度計算書、構造解析結果等）	
7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・技術基準適合表 ・維持管理基準適合表	
8	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・維持管理計画書 ・管理組織図 ・緊急時連絡体制（処理責任者・技術管理者が体制に入っていること） ・技術管理者の資格を証するもの（技術管理者講習修了証等）	
9	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・保管場所図面 ・保管量計算書	
10	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・貸借対照表（直前三年間分） ・損益計算書（直前三年間分） ・株主資本等変動計算書（直前三年間分） ・個別注記表（直前三年間分） ・納税証明書（直前三年間分）	
11	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・定款又は寄附行為 ・履歴事項全部証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・役員の住民票の写し（三ヶ月以内に発行された原本） ・登記されていないことの証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・誓約書（欠格要件に該当しないことを誓約する書面）	
12	<input type="checkbox"/>	【個人の場合】 ・株主又は出資者の住民票の写し（三ヶ月以内に発行された原本） ・登記されていないことの証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・誓約書（欠格要件に該当しないことを誓約する書面） 【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書（三ヶ月以内に発行された原本）	5%以上の株主 又は出資者がある場合
13	<input type="checkbox"/>	・使用人の住民票の写し（三ヶ月以内に発行された原本） ・登記されていないことの証明書（三ヶ月以内に発行された原本） ・誓約書（欠格要件に該当しないことを誓約する書面）	使用人がある場合
14	<input type="checkbox"/>	・生活環境影響調査書	

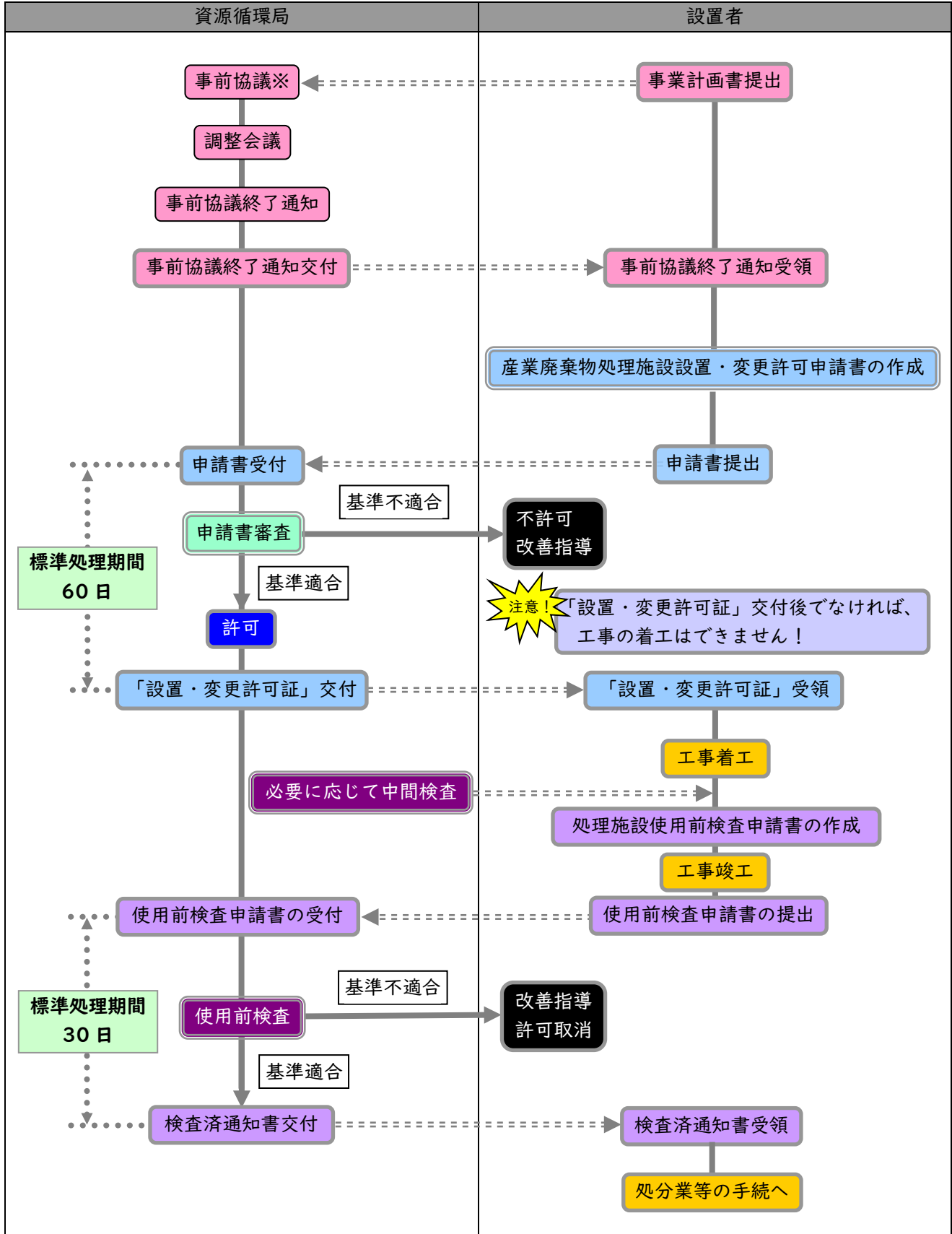
※ 図面は原則 A3、変更箇所は赤枠で囲うなど判別できるようにすること

※ 変更が生じる資料は「変更前」・「変更後」を、生じない資料は「変更なし」を記載

IV 手続の流れ

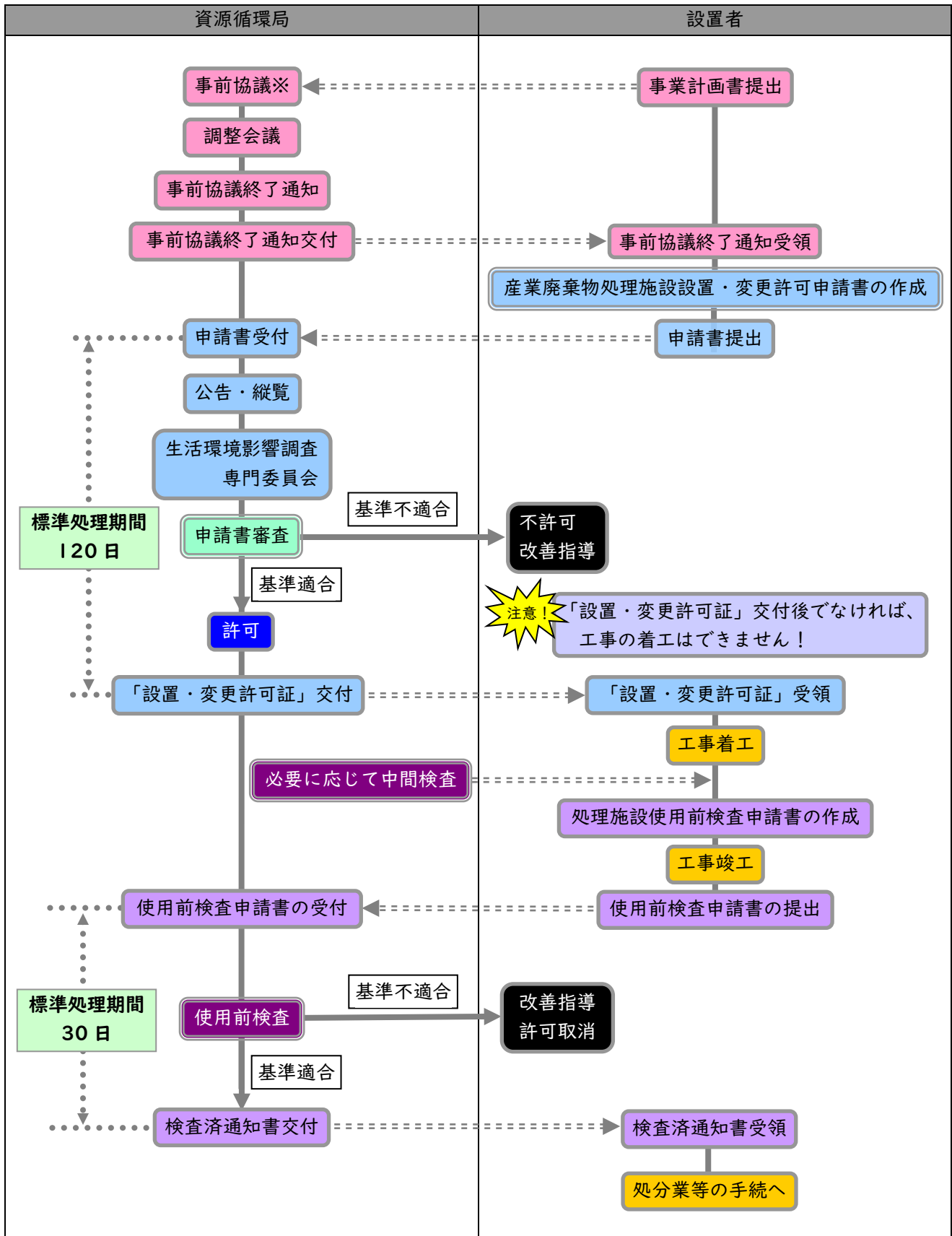
設置・変更許可申請は図1-1、又は図1-2（焼却施設等）の流れに沿って行われます。
 （標準処理期間には、補正等に要する日数は含まれていません。）

◎図1-1：設置・変更許可申請の手続（公告・縦覧の必要がないもの）



※ 施設の内容、規模等によっては、別途関係部局での手続が必要な場合があります。

◎図 1-2：設置・変更許可申請の手続（公告・縦覧の必要があるもの）



※ 施設の内容、規模等によっては、別途関係部局での手続が必要な場合があります。

◇公告・縦覧の必要な施設

- ・ 汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物、その他産業廃棄物の焼却施設
 - ・ 廃水銀等の硫化施設
 - ・ 廃 PCB 等、PCB 処理物の分解施設、洗浄施設、分離施設
 - ・ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
 - ・ 産業廃棄物の最終処分場
- (縦覧の方法は、インターネットでの公表、市庁舎及び関係区役所での閲覧を予定しています。)

V 使用前検査

設置・変更した産業廃棄物処理施設は、使用前検査を受け、処理施設検査済通知書が交付された後でなければ、使用することはできません（法第15条の2第5項、法第15条の2の6第2項）。

使用前検査を受けようとする場合は、「使用前検査申請書」（様式第19号）に必要事項を記載し、必要な書類、図面（表4を参照）を添付して市長に提出する必要があります（規則第12条の4）。なお、使用前検査申請書等提出部数は、正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合は、その部数を提出してください。

当日は設置者又は技術管理者の立会いが必要です。

現地検査では設置・変更計画に適合しているか、銘版、動作等を目視、施設の主要寸法、設置位置を測定により確認します。寸法測定は設置者が実施し、測定値を本市職員が確認します。施設本体寸法など直接測定することが困難である箇所については、間接的に測定するために必要な基準線等の準備をお願いします。

現地検査で計画に適合していることが確認できない場合、再検査や変更手続きが必要となることがあります。

◎表4：使用前検査申請書添付資料

添付していただく資料	内容等
構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	○平面図、立面図、断面図、構造図
その他参考となる書類又は図面	○別紙1～5
	○資料1～6
	○現場案内図
	○配置図
	○廃棄物処理フロー
	○水バランスシート及び排水フロー
	○技術基準適合表
	○維持管理基準適合表
	○維持管理計画書
	○保管場所の図面及び保管量計算書
	○生活環境影響調査書

使用前検査申請 添付書類チェックリスト

1	<input type="checkbox"/>	・別紙 1～5 ※1
2	<input type="checkbox"/>	・資料 1～6 ※1
3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・現場案内図 ※1 ・敷地内配置図 ※1
4	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・廃棄物処理フロー ※1 ・水バランスシート又は排水フロー ※1
5	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・建屋図面 ※1 (屋外設置の場合を除く) ・給排水系統図 ※1 ・消防設備図 ※1 (技術基準又は維持管理基準に消火設備の定めがある処理施設に限る)
6	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・施設配置図 (設置・変更許可申請時のものに、基準点から処理施設設置位置までの寸法を追記したもの) ・施設平面/立面/断面/構造図、仕様書、カタログ等 ※1 ・設備/機器単体図、仕様書、カタログ等 ※1
7	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・技術基準適合表 ※1 ・維持管理基準適合表 ※1
8	<input type="checkbox"/>	・維持管理計画書 ※1
9	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・保管場所図面 ※1 ・保管量計算書 ※1
10	<input type="checkbox"/>	・生活環境影響調査書 (抜粋) ※1 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 20px;"> 事業計画の概要 選定した調査項目の調査地点位置図 選定した調査項目の予測結果 </div>

※ 図面は原則 A3

※1 設置・変更許可申請書時のものを転用

VI 譲受け(借受け) / 合併・分割

1 譲受け(借受け)について

許可施設設置者から産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合は、事前に横浜市長の許可を受けなければなりません(法第15条の4)。

※ 譲受け(借受け)に伴い産業廃棄物処理施設、及び処理用地の設定等に変更が生じる場合、別途変更の手続き等が必要となります。

2 合併・分割について

許可施設設置者の法人の合併(許可施設設置者である法人が存続するときを除く)、又は分割において、産業廃棄物処理施設を承継する法人が許可施設設置者の地位を承継しようとする場合、事前に横浜市長の認可を受けなければなりません(法第15条の4)。

※ 合併・分割に伴い産業廃棄物処理施設、及び処理用地の設定等に変更が生じる場合、別途変更の手続き等が必要となります。

3 注意事項

残留する廃棄物の処分方法については事前にご相談ください。

4 許可・認可申請について

譲受け(借受け)の場合、「産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書」(様式第26号)に必要な事項を記載し、必要な書類(表5-1を参照)を添付して市長に提出する必要があります(規則第12条の11の12)。なお、提出部数は正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合、その部数を提出してください。

合併・分割の場合、「合併・分割認可申請書」(様式第27号)に必要な事項を記載し、必要な書類(表5-1を参照)を添付して市長に提出する必要があります(規則第12条の11の13)。なお、提出部数は正副2部ですが、本市職員が指示する部数がある場合、その部数を提出してください。

◎表5-1：申請書に必要な添付書類

法律で規定されている添付書類		内容等
合併契約書又は分割契約書の写し（合併又は分割の場合）		○契約書の写し
維持管理に関する技術的能力を説明する書類		○維持管理計画 ○維持管理基準適合表 ○管理組織図 ○緊急時連絡体制 ○技術管理者の資格を証するもの（技術管理者講習修了証等）
維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		（資料7）
申請者が法人	直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類※1	○貸借対照表 ○損益計算書 ○株主資本等変動計算書 ○納税証明書又は確定申告書 ○個別注記表 （直前三年間分）
	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	○定款又は寄附行為 ○履歴事項全部証明書
	役員の住民票の写し	○住民票の写し※2
	役員の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
	5%以上の株主又は出資者の住民票の写し（個人の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）	○住民票の写し※2 ○履歴事項全部証明書
	5%以上の株主又は出資者の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
申請者が個人	直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○納税証明書又は確定申告書（直前三年間分）
	住民票の写し	○住民票の写し※2
	欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
申請者が未成年	法定代理人の住民票の写し	○住民票の写し※2
	法定代理人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
使用人がある場合	使用人の住民票の写し	○住民票の写し※2
	使用人の欠格要件に該当しないことを誓約する書面	○誓約書 ○登記されていないことの証明書※3
その他		○旧設置許可申請書に添付の資料 ○譲受け等の契約書の写し（譲受け等の場合） ◎その他市長が必要と認める書類

※ 公の機関が発行する書類は、3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

※ 新たに許可施設設置者となる者に関するものを提出してください。

※1 合併・分割において、許可施設設置者の地位を承継しようとする法人が、既に産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人である場合は不要。

欠損金や法人税の未納等がある場合、「経理的基礎を有することの説明書」等の追加資料が必要となることがあります。

※2 住民票は本人のみが記載され、本籍地の記載があるものを提出して下さい。

※3 法改正に伴い、令和元年12月14日から「成年被後見人又は被保佐人」が欠格事由ではなくなり、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」が欠格事由となりました。

登記されていないことの証明書を提出できない方は、「精神の機能の障害に関する医師の診断書（診断日から3ヶ月以内）」を提出してください。

その他資料	内容等
別紙1（省令第十一条第二項第3号関係）	○産業廃棄物処理施設の構造及び設備
別紙2（省令第十一条第二項第4号関係）	○処理に伴って生ずる排ガス及び排水
別紙3（省令第十一条第二項第5号関係）	○設計計算上達成することができる生活環境への負荷に関する数値
別紙4（省令第十一条第三項第1号関係）	○周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
別紙5（省令第十一条第三項第2号・第3号関係）	○排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度 ○その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
処理する廃棄物（資料1）	○廃棄物の発生概要・外観等 ○廃棄物の種類及び計画量・組成等
処理残さ物の性状及び処分先等（資料2）	○残さ物名称 ○発生量 ○性状 ○処分先等
処理施設の稼働計画（資料3）	○施設及び処理の稼働計画 ○施設で使用する用水・電力・燃料及び薬剤等
排ガスの処理対策・排水の処理対策（資料4）	○排ガス処理設備前後の排出ガス量及び大気汚染物質濃度 ○排水処理設備前後の水量及び水質
防臭対策・騒音対策（資料5）	○防臭対策の概要 ○悪臭処理設備前後の主な臭気物質濃度 ○騒音対策の概要
振動対策・事業概要及び管理体制（資料6）	○振動対策の概要 ○事業概要
施設の設置及び維持管理に要する資金総額及び資金調達計画等（資料7）	○施設設置等資金総額 ○資金調達計画 ○施設の維持管理費用の総額 ○収支計画

5 許可・認可申請手数料について

産業廃棄物処理施設の譲受け（借受け）許可、及び合併・分割認可申請には表5-2に示す手数料が必要となります。

◎表5-2：手数料（横浜市収入証紙）

産業廃棄物処理施設の種類	設置許可申請手数料
表1のとおり	73,000円

※ 申請手数料は納付書で納入して頂きます。

申請書類確認後に納付書をお渡しし、お近くの金融機関でお支払いいただきます。

※ 既納の申請手数料は、どのような理由があっても返還できませんので、御注意ください。

Ⅶ その他

1 産業廃棄物処理施設の維持管理について

検査済通知書が発行された産業廃棄物処理施設は、「技術上の基準」及び当該許可に係る申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければなりません。(法第15条の2の2) また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」等に基づく届出等も義務付けられますのでご注意ください。

2 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者について

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、「技術管理者」を置かなければなりません。(法第21条第1項) また、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、「産業廃棄物処理責任者」を置かなければなりません。(法第12条第8項)

技術管理者は、その管理に係る産業廃棄物処理施設に関して法第15条の2の3に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。横浜市では環境大臣が認定する講習会を実施した実績のある団体((一財)日本環境衛生センター)の講習を受講し、各種技術管理士の資格を取得した技術管理者を置くよう指導しています。

3 事前協議、産業廃棄物処理業等に係る手続きについて

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合や設置済みの施設の変更が生じる場合(軽微変更、譲受け、合併等の場合を含む)は、横浜市指導要綱に基づく「事前協議」や「産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)」の申請が別途必要となる場合があります。必ず当課に事前相談してください。

4 関係法令等の手続きについて

産業廃棄物処理施設を設置及び変更等を行う場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」以外の関係法令の手続きが必要となる場合もありますので、関係部局に相談の上、必要な手続きを行ってください。